

令和6年度

「小山市奨学金」・「おやまふるさとみらい奨学金」募集要項

小山市教育委員会

奨学金は、学生本人が貸与を受け、卒業後に本人が責任をもって返還していくものです。

1 応募期間

○小山市奨学金 令和6年2月1日(木)～令和6年3月12日(火)

○おやまふるさとみらい奨学金 令和6年2月1日(木)～令和6年3月12日(火)
(定住による減免あり)

- ・提出書類を添えて、申請受付窓口(小山市教育委員会 教育総務課)までお越しください。
【窓口受付時間】土・日・祝日を除く 8:30～17:15
- 郵送の場合は、当日必着。

※期間を過ぎてしまったものについては、受付することができませんのでご注意ください。

2 応募資格

○小山市奨学金

- (1) 小山市に住所を有する方の被扶養者で、経済的理由によって修学困難な者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校・高等専門学校・短期大学若しくは大学に在学又は入学見込みの者
- (3) 専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学又は入学見込みの者
- (4) 確実な連帯保証人を2名付することができる者(保護者1名及び保護者と生計を別にする者(原則市民)1名)
- (5) 奨学金に類する他の学資(日本学生支援機構・栃木県育英会等)の貸与又は給与を受けていない者

○おやまふるさとみらい奨学金

- (1) 小山市に住所を有する方の被扶養者で、経済的理由によって修学困難な者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等専門学校(第4学年以上)・専修学校の専門課程・短期大学若しくは大学に在学又は入学見込みの者
- (3) 確実な連帯保証人を2名付することができる者(保護者1名及び保護者と生計を別にする者(原則市民)1名)
- (4) 卒業後、小山市に定住する強い意志のある者

- (5) 小山市教育委員会が指定した、ボランティア活動へ積極的に参加できる者
- (6) 奨学金に類する他の学資を受けていても貸与可能

3 募集人員・貸与月額

○小山市奨学金

| 学校種別 | 募集人員 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|--|-------|---------|---------|
| 高等学校、 高等専門学校(1～3年生) 専修学校(高等課程) | 10名以内 | 10,000円 | 12,000円 |
| 高等専門学校(4年生以上) 短期大学・大学 専修学校(専門課程) | | 25,000円 | 30,000円 |

○おやまふるさとみらい奨学金

| 学校種別 | 募集人員 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|--|-------|---------|-------|
| 高等専門学校(4年生以上) 短期大学・大学 専修学校(専門課程) | 10名以内 | 20,000円 | |

4 貸与期間・貸与方法

- (1) 貸与期間は、在学する学校の正規の修業期間となります。
- (2) 奨学金は、4月及び9月に6ヶ月分を指定口座に振り込みます。但し、初回の方には、5月～6月の振り込みとなります。
- (3) 毎年度、「学業成績証明書」及び年2回(7月と2月)「在学証明書」を提出していただきます。提出がない場合、次回以降の振り込みはできませんのでご注意ください。

5 奨学金の返還方法(無利子)

- (1) 卒業してから6ヶ月経過後に返還開始となります。
- (2) 返還期間は、貸与した期間の2倍までの期間内とします。
- (3) 貸与総額分を年賦または半年賦の納付書による返還していただきます。(無利子)
但し、停学または退学の処分を受けたときは、貸与総額を直ちに返還していただきます。
- (4) 特別な事情があると教育委員会が認めるときは、返還の据置期間をさらに6ヶ月繰り下げて1年間とすることができます。
- (5) 特別な事情があると教育委員会が認めるときは、月賦により返還することができます。
- (6) 奨学生本人の返還が難しい場合、連帯保証人の方に返還をしていただきます。

6 奨学金返還の猶予と免除

奨学生の経済的事情等を勘案して特に必要と認められた場合には、奨学金返還の猶予並びに一部または全額を免除いたします。

○小山市奨学金

- ・返還の猶予 奨学生がさらに上級学校へ入学したとき、または病気その他正当な理由により返還が困難な場合、経済的事情等を勘案して返還を猶予します。
- ・返還の免除 奨学生が貸与期間内または返還完了前に死亡した場合、経済的事情等を勘案して、全額または一部の返還を免除します。

○おやまふるさとみらい奨学金

- ・返還の猶予 卒業後、6ヶ月以内に小山市内に居住し、かつ、その後も引き続き居住を継続している時は、その居住継続期間内において、返還を猶予します。
- ・返還の免除
 - (1) 卒業後、返還猶予期間である正規の修業年数の2倍の期間（※1）以上 小山市に居住を継続した場合、ボランティア活動への参加状況、学業成績等を勘案し、全額の返還を免除します。
 - (2) 継続して居住できずに市外へ転出した場合は、本来の返還開始時点から貸与期間の2倍の期間内での全額返還となります。但し、正規の修業年数以上（※2）居住している場合、ボランティア活動への参加状況（※3）、学業成績等を勘案し、居住期間に応じて一部減免します。
 - (3) 貸与期間と同期間未満の居住は全額返還となります。
 - (4) 奨学生が貸与期間内または返還完了前に死亡した場合、経済的事情等を勘案して、特に必要と認められた場合、全額免除となります。

※1・・・正規の修業年数が4年の場合には8年間を指す

※2・・・正規の修業年数が4年の場合には4年以上を指す

※3・・・奨学金の貸与を受けている期間及び学校卒業後一定期間

7 提出書類

以下の書類を整え、小山市教育委員会教育総務課へ提出してください。書類は、窓口まで直接取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 小山市奨学生・おやまふるさとみらい奨学生申請書 (様式第1号)

※「奨学生を希望する理由」は、具体的に100字程度で、ご本人が記入してください。

※ 連帯保証人の2名は、保護者1名及び保護者と生計を別にする(原則市民)1名

(2) 推薦調書 (様式第2号)

※ 新入学の場合は卒業した学校で、在学中の場合は在籍校での記入をお願いします。

(3) 合格通知書または在学証明書 (コピー可)

(4) 住民票 (世帯全員のもの)

※ 期限までに提出されない場合は、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

※ 連帯保証人のうち、保護者と生計を別にする方が小山市民でない場合は、その方の住民票及び市税の完納証明書を併せて提出してください。

8 選考

(1) ふるさとみらい奨学金の申請者は、選考面接を行います。

【日時】 令和6年3月19日(火)

【場所】 小山市役所 小山市中央町1丁目1番1号

※ 詳細については、追ってご連絡いたします。

(2) 4月下旬の教育委員会で決定し、結果を文書で通知します。決定者には、後日必要書類を提出していただきます。

9 問い合わせ先 (申請受付窓口)

小山市教育委員会 教育総務課 (小山市役所 5階)

〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号

Tel. 0285-22-9644(直通)

土・日・祝日を除く 8:30~17:15

※様式等提出書類の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。